

## 三重県の「公的関与の考え方」について（抜粋）

（村尾信尚氏著「役所は変わる。もしあなたが望むなら」（淡交社）62頁～67頁より）

三重県では、役所の行なうべき仕事は何なのか、役所がこの事業に関わってよいのかどうか、次のような判断基準をつくりました。

その判断基準は6つです。最初の5つは、「官」が行なうべきかどうかの基準で、次の判断基準1から判断基準5にあてはまる場合、公的関与を行うことが適当です。そして判断基準6は、「官」のなかでも国や市町村ではなく、三重「県」が行なう事業かどうかの基準を示しています。

### 【判断基準1】

受益者を特定あるいは限定することが困難か不可能なため、市場において受益者から費用を回収できない公共財である（たとえば、一般の道路でいちいち通行料を徴収することはほとんど不可能）。

### 【判断基準2】

教育のような外部経済効果をもつものや、公害のように外部不経済効果をもつものである（たとえば、教育は教育を受けた人だけでなく、その人のまわりの人々にもよい影響を与え、これとは反対に、企業が工場の廃液をたれ流すと、まわりに多大な迷惑をかけることになる）。

### 【判断基準3】

設備面でのスケールメリットが顕著であり、独占的供給によることが効率的なものについて、適正な価格形成を図る観点から公共関与が必要である（たとえば、設備投資に巨額の資金が必要な電力事業など）。

### 【判断基準4】

新エネルギー開発のように社会的必要性があるにもかかわらず、投資に必要な資金やリスクがあまりに大きく、民間では負担しきれない（たとえば、大規模な油田開発などは、民間企業にはリスクが大きすぎる）。

### 【判断基準5】

ナショナル・ミニマム（あるいはシビル・ミニマム）確保の要請から十分な供給がなされなければならない（たとえば、医療、福祉、教育など）。

### 【判断基準6】

県が行なうべき事務事業は、国の事務（すなわち国家としての存立に関わる事務、全国的に統一して定めることが望ましい事務、全国的規模、視点で行なわれなければならない事務）を除いて、単一の市町村では対応できない問題や、その効果が複数の市町村におよぶ事業などに限定する（つまり、国が行なうような全国的な事業ではないが、ひとつの市町村では手に負えないものを都道府県が扱う）。